

組合員又は組合員であった方が死亡した場合、その遺族の方への生活を保障するために支給される年金が遺族厚生年金です。年金額は死亡した方の年金額（報酬比例部分）の 3/4 の相当額が支払われることとなります。

また、死亡の原因が公務による場合には、併せて年金払い退職給付（退職等年金給付）からの公務遺族年金が支給されます。

① 遺族厚生年金を受ける条件

組合員または組合員であった方が、次のいずれかの条件に該当するとき、その遺族に支給されます。

- 在職中に死亡したとき
- 在職中に初診日のある病気やけがで5年以内に死亡したとき。
- 障害等級1・2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき。
- 老齢厚生年金の受給権者または年金待機者が死亡したとき。

② 誰が遺族厚生年金をもらえるの？

遺族厚生年金を受け取ることができる遺族は、組合員または組合員であった方と生計を同一にし、恒常的な収入が将来にわたって年額 850 万円（年間所得 655.5 万円）以上と認められる方です。

順位	続柄		要件
1	配偶者	妻	子がいる → 請求者が妻と子であった場合優先的に受給します。 子がない → 年齢が 30 歳未満のときは 5 年間の有期給付。 年齢が 40 歳以上 65 歳未満の妻であるとき、老齢厚生年金に中高齢寡婦加算※が上乗せされます。
		夫	組合員または組合員であった方の死亡時に、年齢が 55 歳以上である方に限られ、支給開始年齢は 60 歳からです。遺族基礎年金が支給される場合は、55 歳以上 60 歳未満の間にも支給されます。
	子		18 歳に達する日の属する年度の末日までの間にあって未婚の方。 または、20 歳未満で障害等級が 1 級もしくは 2 級の障害状態である未婚の方に限られます。
2	父母		組合員または組合員であった方の死亡時に、年齢が 55 歳以上である方に限られ、支給開始年齢は 60 歳からです。
3	孫		18 歳に達する日の属する年度の末日までの間にあって未婚の方。 または、20 歳未満で障害等級が 1 級もしくは 2 級の障害状態である未婚の方に限られます。
4	祖父母		組合員または組合員であった方の死亡時に、年齢が 55 歳以上である方に限られ、支給開始年齢は 60 歳からです。

※中高齢寡婦加算…遺族厚生年金の受給者が記載年齢に該当する場合支給される金額で、**584,500 円（平成 30 年度）**が加算されます。

③ 遺族基礎年金

遺族に該当する方が、「子と生計を同一にしている配偶者」または「子」に該当する場合、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金の金額は年額 **779,300 円（平成 30 年度）**であり、子の人数に応じて一定額が加算されます。